

佐賀県芸術文化賞等 選考規則

- 1 次の者は、佐賀県芸術文化賞等選考の**対象外**とする。

◇**佐賀県芸術文化賞**

過去において佐賀県芸術文化賞を受けた者。

◇**佐賀県芸術文化功労賞・佐賀県芸術文化精励賞**

過去において佐賀県芸術文化賞および佐賀県芸術文化功労賞もしくは、佐賀県芸術文化精励賞（これまでの地域功労賞）を受けた者。

◇過去において佐賀県教育委員会の表彰（芸術文化部門）を受けた者。

◇過去において県政功労者（芸術文化部門）として知事表彰を受けた者。

- 2 佐賀県芸術文化功労賞及び佐賀県芸術文化精励賞は、原則として**30年以上**の活動実績のあるものとする。
また、地域文化団体の会長および役員として表彰する場合は、その実績を考慮する。
- 3 佐賀県芸術文化奨励賞として表彰する場合は、原則として50歳未満の者とする。
- 4 佐賀県芸術文化賞等受賞の対象は、佐賀県芸術文化協会加盟団体に所属する者（団体）及び加盟団体の会員以外でも、とくに顕著な功績のあった者は対象とする。